

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項												
北部農と緑の総合事務所	通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過剰に戻入したものがあつた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>既戻入額</th> <th>正規戻入額</th> <th>追給すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年4月から 同年9月まで</td> <td>79,800円</td> <td>7,350円</td> <td>0円</td> <td>7,350円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	追給すべき額	A	令和6年4月から 同年9月まで	79,800円	7,350円	0円	7,350円						<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第20条（中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【令和7年4月1日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】</p> <p>第20条関係</p> <p>1 支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であつた場合には、アからウの総額</p> <p>ア 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額</p> </div>
職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	追給すべき額														
A	令和6年4月から 同年9月まで	79,800円	7,350円	0円	7,350円														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）